山梨県バス交通ネットワーク再生計画策定調査
業務委託(明許)「公募型プロポーザル方式」公告

次のとおり企画提案書の提出を公募します。

平成２７年８月１３日

山梨県知事　後　藤　　斎

1　業務概要等

（１）業 務 名　山梨県バス交通ネットワーク再生計画策定調査業務委託(明許)
（以下「対象業務」という。）

（２）委託場所　山梨県甲府市丸の内１-６-１

（３）業務概要　山梨県のバス交通ネットワーク再生計画の策定のための次の業務

①県民アンケート調査
②来県者アンケート調査
③幹線バス路線の検討
④地域内バス路線の検討
⑤専門家ヒアリング、会議運営支援
⑥バス交通ネットワークの提案
⑦運行に向けた提言
⑧バス交通ネットワーク再生計画の策定に係る報告書の作成
及び庁内会議説明資料の作成

（４）履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。
契約締結の翌日から平成２８年１０月３１日

2　参加表明書及び企画提案書等の提出者に必要とされる要件

山梨県物品等入札参加資格を既に受けている者のうち、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間に、次に掲げる要件のうち(８)を除くすべてを満たしている者であること。ただし、(３)から(６)にあっては、それぞれに定める期間とする。

任意の２者以上を構成員とする自主結成の特定委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）として参加する場合は、全ての構成者が上記の条件を満たすとともに、構成者のうち少なくとも１者が、単体企業として山梨県における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者であること。また、企業体として(８)の参加要件を満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けて

いない者であること。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（３）公告の日の６月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

（４）公告の日の２年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

（５）資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き２年以上営業を営んでいない者でないこと。

（６）公告の日以降に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成１０年４月１日施行。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

（７）山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（８）企業体の出資比率は、代表構成員が構成員中最大であること。また、構成員の出資比率は１者あたり均等割の１０分の６以上であること。

（９）平成１７年４月１日以降に完了・引渡し済みの業務で、下記の同種業務を行った実績を有する者であること。（企業体においては実績を有する代表構成員であること。）ただし共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上に限る。

　なお、業務実績の対象とする発注機関は、別紙１「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。

●同種業務：以下のいずれかの内容を含む業務

・交通計画の策定に関する業務

・パーソントリップ調査で分析、解析を含む業務

（１０）配置予定技術者の要件は以下のとおりとする。

①管理技術者及び主任技術者は、上記（９）における同種業務に関する担当実績を有する者でなければならない。

②管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

技術士(当該業務に関する部門)、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、１級技術者若しくはRCCMのいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおりとする。

・関連分野の論文により学位を取得した工学博士

・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績がある者

・関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績がある者

・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の２０年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において２０年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として１０件以上の経験を有する者とする。

③照査技術者及び管理技術者は１５年以上の実務経験※を有する者であること。

④主任技術者は１０年以上の実務経験※を有する者であること。

⑤担当技術者(照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者)は５年程度の実務経験※を有する者であること。

※照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。

〔他社(現在所属している事業所以外)等での実務経験も含む〕

⑥照査技術者は管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

⑦原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の県が認める理由のほかは認めない。

⑧企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。

（１１）配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件

①配置予定管理技術者は、平成２７年８月１３日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

②配置予定主任技術者は、平成２７年８月１３日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者であること。

③本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととする。なお、主任技術者についても同様とし、金額及び件数は②に示すものに読み替える。

３　様式の配布

参加を希望する者には次を配布する。

・公募型プロポーザル方式　公告(別紙１「発注機関一覧表」を含む)
・別紙２「提出書類作成要領」
・別紙３「業務仕様書」(別紙３-１「業務仕様書」、別紙３-２「特記仕様書」)
・別紙４「業務委託契約書」
(別紙４「業務委託契約書」、「約款(契約保証なし)H27 年度～」)
・参加表明書等　様式１～様式５
・企画提案書等　様式６～様式８

（１）配布期間
平成２７年８月１３日（木）から平成２７年８月２０日（木）まで

（２）配布方法
「山梨県」ホームページ(以下「HP」という)からダウンロードすること。

（３）契約担当窓口
郵便番号　400-8501　山梨県甲府市丸の内１-６-１
山梨県リニア交通局 交通政策課 交通活性化担当
電話　055-223-1665(直通)
E-mail　kotsu-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

４　手続等

（１）参加表明書等の受付期間及び提出方法

①受付期間

平成２７年８月１４日（金）から平成２７年８月２１日（金）までの、「山梨県の休日を定める条例」(平成元年山梨県条例第６号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。

ただし、**最終日(８月２１日（金）)は午後４時３０分必着とする。**

②提出方法

参加表明書等の提出については、郵送、宅配便又は持参によるものとする。

※「山梨県電子入札システム」による受付は行わない。

③提出書類　参加表明書等(様式１～様式４の７、様式５及び添付資料)
参加表明書等の提出部数は ６部 とする。

④企画提案書の提出資格の有無の通知

参加表明書の提出締め切り後、参加表明書等に基づき審査を行い、選定要件を満たさない場合は選定しない。提出した者が６者を超える場合は、このうち、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として６者を選定する。この際、同評価の提出者は全て選定するものとし、６者以上選定されたところで作業を終了する。企画提案書等の提出者に選定された者には、山梨県リニア交通局交通政策課から電子メール及び電話により通知する。〔平成２７年８月２５日（火）予定〕

⑤選定理由に関する事項

１）企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を、山梨県知事から通知〔平成２７年８月２５日（火）（予定)〕する。

２）１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（県の休日を除く）以内に、書面により山梨県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができる。書面については交通政策課長あてに郵送、宅配便又は電子メールにより送付すること。

３）２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内（県の休日を含まない。）に電子メールにて回答する。

（２）企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

①提出期間

平成２７年８月２５日（火）から平成２７年９月７日（月）までの（県の休日を除く）毎日、午前９時から午後５時までとする。ただし、**最終日（９月７日（月)）は午後４時３０分必着**とする。

②提出方法

４の（１）の②に同じ

③提出書類

企画提案書等（様式６～様式８、参考見積書及び添付資料）

企画提案書等の提出部数は　６部　とする。

（３）企画提案書等に関するヒアリングの実施期日及び実施場所

①実施期日　平成２７年９月１１日（金）（予定）

（実施時刻は別途通知する）

（実施期日に変更がある場合は別途通知する）

②実施場所　山梨県庁 防災新館４０３会議室（予定）

③発表、質疑の対応は、配置予定管理技術者が行うものとする。

④ヒアリングの際、資料を追加することは認めない。

（４）企画提案書に関する要件

企画提案書等の提案者に選定された者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制（実施フロー、工程表を含む）

③特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

◆課題１

幹線バスネットワークを検討するに当たって必要となる、県内住民・来県者を対象とした幹線バス路線の利用実態及び利用者ニーズに関するアンケート調査の実施・分析の手法を、提案すること。

◆課題２

県が実施する専門家へのヒアリングの内容について、提案すること。

◆課題３

リニア新駅や県内の各拠点間を結ぶ幹線バスネットワークを設定するための検討手法について、提案すること及びその際に想定される留意事項と対策について、提案すること。

（５）参考見積書に関する要件

企画提案書等の提案者に選定された者は、参考見積書を提出すること。なお、参考見積金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を提示すること。（様式は任意）

（６）業務委託予定者の特定方法

参加資格が有ると認めた者の、企画提案書等提出資料やヒアリング時の状況をもとに、選考審査会を経て業務委託予定者を特定する。

（７）企画提案書を特定するための評価基準

①企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

１）企画提案書の非特定事項

・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない

・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている

・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾があり、整合性が図られていない

・実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合

２）ヒアリングの非特定事項

・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない

・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない

・質問に対する回答が全くない又は回答が著しく不適切

②評価項目

１）基本事項（参加表明者の適格性）

業務推進体制、業務実績（同種業務の実績、山梨県内の受託実績）

２）基本事項（技術者の経験及び能力）

技術者の資格要件、専門技術力、専任性

３）企画提案書

実施方針、業務実施体制(実施フロー、工程表を含む)、特定テーマ及び価格

４）ヒアリング

技術者としての基本的な技術力、技術提案書の内容に関する知識

（８）特定者への通知と見積書の提出に関する事項

特定した者に対して、山梨県知事からその旨の通知〔平成２７年９月１４日（月）（予定)〕を行うので、業務内容を発注者と協議した上で、平成２７年９月１５日（火)（予定）午後３時までに見積書を<u>契約担当窓口へ提出</u>すること。

（９）特定理由に関する事項

①業務委託予定者として特定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を、山梨県知事から通知〔平成２７年９月１４日（月）（予定）〕する。

②①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して７日（県の休日を含めない。）以内に、書面により山梨県知事に対して非特定理由についての説明を求めることができる。書面については交通政策課あてに郵送、宅配便又は電子メールにより送付すること。

③②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内（県の休日を含まない。）に電子メールにて回答する。

（１０）想定する業務規模

今回業務の規模は、約１９,０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を想定している。

5　本公告に関する問い合わせ

平成２７年８月１４日（金）から平成２７年８月２０日（木）の間の県の休日を除く毎日、午前９時から午後５時までに書面により質問すること。書面については交通政策課あてに郵送、宅配便又は電子メールにより送付すること。

回答については、質問を受け付けた日の翌日から起算して３日（県の休日を含まない。）以内の午後５時までに山梨県 HP にて回答する。

6　その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金　免除

（3）対象業務の企画提案書等提出者選定については、参加表明書等を提出した者の中から選定する。従って、参加表明書等の提出があっても企画提案書等を提出することができるとは限らない。

（4）参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

（5）詳細は、別紙２「提出書類作成要領」による。

（6）契約書作成の要否：要（別紙４「業務委託契約書(案)」を用いる。）

（7）提出資料等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等又は企画提案書等を無効とするとともに、「指名停止等措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

（8）参加表明及び企画提案に係わる説明は行わない。

（9）災害などにより、不測の事態が生じた場合は、本公告に関する手続きを延期することがある。